

事業継続力強化支援計画の概要

<p>実施者名</p>	<p>筑前町商工会 （法人番号 9290005007697） 筑前町 （地方公共団体コード 402044）</p>
<p>実施期間</p>	<p>令和2年4月1日～令和7年3月31日</p>
<p>目標</p>	<p>(1) 地区内小規模事業者に対する災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 (2) 発災時における被害情報報告ルート、並びに発災後の速やかな復興支援のため、関係機関等との連携体制の構築を行う。</p>
<p>事業内容</p>	<p>1. 事前の対策 (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (2) 商工会自身の事業継続計画の作成 (3) 関係団体等との連携 (4) 小規模事業者に対するフォローアップ (5) 当該計画に係る訓練の実施</p> <p>2. 発災後の対策 発災時には人命救助を第一とし、下記の手順で被害状況の把握、関係機関への連絡を行う。 (1) 応急対策の実施可否の確認 職員の安否確認や業務従事の可否および大まかな被害状況を確認する。 (2) 応急対策の方針決定 被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定し、役割分担を決め、情報の共有を行う。</p> <p>3. 発災時における連絡体制 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ筑前町と確認しておき、原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、筑前町へ情報共有し、県へ報告する。</p> <p>4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 (1) 相談窓口の開設方法について、筑前町と相談する。 (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 (4) 応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。</p> <p>5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。</p>
<p>連絡先</p>	<p>筑前町商工会 〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光1045番地1 TEL：0946-22-3724 FAX：0946-24-1047 E-mail：chikuzen@shokokai.ne.jp</p> <p>筑前町役場 農林商工課 〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地 TEL：0946-42-6614 / FAX：0946-42-2011 E-mail：norin@town.chikuzen.fukuoka.jp</p>